・湯浅御坊道路
自）和歌山県有田郡有田川町（有田ＩＣ）
至）和歌山県御坊市野口（御坊ＩＣ）
・関西空港自動車道
自）大阪府泉佐野市上之郷(泉佐野ＪＣＴ)
至）大阪府泉佐野市りんくう往来北（りんくうＪＣＴ）
・中国自動車道
自）大阪府吹田市青葉丘北（吹田ＪＣＴ）
至）兵庫県佐用郡佐用町（佐用ＩＣ）
・山陽自動車道
自）兵庫県神戸市北区有野町(神戸ＪＣＴ)
至）岡山県備前市八木山(備前ＩＣ含まず)
自）兵庫県三木市志染町（三木ＪＣＴ）
至）兵庫県神戸市西区押部谷町（神戸西ＩＣ）
・播磨自動車道
自）兵庫県たつの市揖西町（播磨ＪＣＴ）
至）兵庫県たつの市新宮町(播磨新宮ＩＣ)
・京都丹波道路
自）京都府京都市西京区大枝沓掛町（沓掛ＩＣ）
至）京都府船井郡京丹波町（丹波ＩＣ）
・京滋バイパス
自）滋賀県大津市瀬田大江町(瀬田東ＩＣ)
至）京都府乙訓郡大山崎町(大山崎ＪＣＴ)
・第二京阪道路
自）京都府京都市伏見区向島黒坊（巨椋池ＴＢ）
至）大阪府枚方市長尾台稗島(枚方東ＩＣ)
・京奈道路
自）京都府城陽市寺田（城陽ＩＣ）
至）京都府木津川市市坂（木津ＩＣ）
・京都縦貫自動車道
自）京都府乙訓郡大山崎町(大山崎ＪＣＴ)
至）京都府京都市西京区大枝沓掛町（大枝ＩＣ）

⑷　工事内容　本工事は、関西支社管内において、ＥＴＣ設備の更新及び新設工事を行うもので、現地詳細設計、機器の製作､現地搬入、据付、配管配線、試験調整等一切の工事を行うものである。

⑸　工事概算数量
①　入口レーン
更新レーン数　108レーン
新設レーン数　84レーン
小計　192レーン
②　出口レーン
更新レーン数　111レーン
新設レーン数　52レーン
小計　163レーン
③　均一レーン
更新レーン数　77レーン
新設レーン数　40レーン
小計　117レーン
④　合計
更新レーン数　296レーン
新設レーン数　176レーン
合計　472レーン

⑹　工期　契約締結日の翌日から1,560日間

⑺　本工事は､「企業の高度な技術力」として入札説明書に参考として示した図面及び仕様書（以下「設計図書」という。)に係る社会的要請の高い課題についての施工上の工夫、具体的な施工計画その他の提案（以下「技術提案」という。)について記述した確認資料の提出を求め、入札価格とその他の技術的要素を総合的に評価した結果、西日本高速道路株式会社にとって最も有利な入札者を落札者とする総合評価落札方式の工事である。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。なお､入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。

⑼　本工事は資料の提出、入札等を原則として電子入札システムで行う電子入札対象工事である。なお、例外的に電子入札によりがたい者は、契約責任者の承諾を得て紙入札方式によることができる。

⑽　本工事は、すべての入札参加者から工事費内訳書の提出を求める工事である。

⑾　紙入札方式の場合⑽の工事費内訳書は原則として電磁的記録媒体（ＦＤ又はＣＤ－Ｒ）で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の工事費内訳書を提出するものとする。

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時に、平成23・24年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち､「無線設備工事」の資格を有し､(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,000点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,000点以上であること）

⑶　施工実績　平成８年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。)である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下､「他の機関」という。)が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

同種工事　移動体とのデータ通信を目的とした電波によるデジタル無線基地局の設置をした工事。

⑷　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。)している期間とする。
①　専任の主任技術者又は監理技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る技術資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成８年度以降に下記の同種工事の経験を有する者であること。ただし、施工実績の取扱いは⑶に同じ。

同種工事　移動体とのデータ通信を目的とした電波によるデジタル無線基地局について、機器の設置及び試験調整を実施した工事。

③　専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑸　主要設置予定機器等評価
①　主要機器の製造予定業者が平成８年度以降に納入実績があること。
②　主要機器の故障、システムの機能障害時等において、西日本高速道路株式会社からの連絡を受け、24時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等を行う保守支援体制を有すること。

⑹　競争参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。)の提出期限の日から開札の日までの期間に､「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年要領第96号)」に基づき､「地域１」において、指名停止を受けていないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は､「入札価格」並びに「企業の高度な技術力」に係る技術的要素でもって契約の申込みを行い、入札価格が契約制限価格の範囲内である者のうち、⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。